



大石 玄（法学）

『コンテンツの事件簿』

第1問。あなたが「監督」として制作に関わったアニメは、斬新さが評価され大ヒットとなりました。ところがプロデューサーは、「監督」である私に断りもなく勝手にこのアニメをシリーズ化して続編を作ろうとしています。このようなこと、許されるのでしょうか？

去る7月4日（土）の午後、富山県立「高志（こし）の国文学館」において開催された講座に出演してまいりました。文学館からは“話題は何でもご自由にどうぞ”と伝えられていたのですが、せっかくなら文学に興味・関心のある方々に楽しんでもらえるようなものにしたいところ。そこで、著作権法にまつわる様々な事件を集めて講演を組み立てることにしました。題して『コンテンツの事件簿』。参加の申込書には、次のようなご案内を書き記しておきました。

文学館には、小説や映画など様々な作品（コンテンツ）を産み出した作家・監督に関する記録が残されています。しかし、人間、いろいろ“やらかす”もの。人間関係のこじれから争いになったり、権利の奪い合いが紛争に発展したり……

この講座では、知的財産（著作権）についての教科書を執筆している最中に目にした裁判の記録を手がかりに、クリエイター達の間人味あふれまくる姿を覗き見てみましょう。

この教科書とは、拙著『18歳からはじめる知的財産法』のこと。富山県立大学では「法学Ⅱ」という科目名で展開している知的財産教育の講義のために作ったものです。初版を上梓したのは2021年で、その後版を重ねて2025年には改訂版を送り出しています。この本



のコンセプトは、具体的な事件を豊富に紹介することで親しみを持ってもらおう！ というもの。そのため、実在する裁判例を大量に収載しておりましたから、本の中から文学館の来訪者に馴染みがありそうな事件を選んでお話を組み立てました。幸いなことに、当日は会場が来場者でいっぱいになりました。

たとえば、冒頭の第1問は「宇宙戦艦ヤマト」事件（東京地裁判決 平成14年3月25日）が元ネタ。このような事件を解決しようとする場合、実は「監督」という肩書きで答えが出てくるわけではありません。著作権法の第16条には「映画の著作物の著作者は〈…〉その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」という規定がありますので、この条文に従って著作者は誰なのかを考えていくことになります。

第2問として選んだのは、これまた著作者をめぐる紛争としては有名な「キャンディ・キャンディ」事件（最高裁判決 平成13年10月25日）。ストーリーを考える人と絵を描く人とがコンビを組んで1つのマンガを作った場合、はたして2人はどのような関係になるのでしょうか？

他にも、某サッカー選手が中学生時代に書いた詩をめぐる争いである『日本をフランスに導いた男』事件（東京地裁判決 平成12年2月29日）、死去した作家と交際のあった人物が文通の内容を本に載せようとして作家の遺族に止められた「三島由紀夫手紙事件」（東京高裁判決 平成12年5月23日）、チート行為により改造したセーブデータを販売しようとした『ときめきメモリアル』事件（最高裁判決 平成13年2月13日）、有名な競走馬を馬主の許可無くゲームに登場させた『ギャロップレーサー』事件（最高裁判決 平成16年2月23日）などなど。

いずれの事件も拙著『18歳からはじめる知的財産法』で解説しておりますので、興味を持たれましたら是非お手にとってみてくださいませ。法律を勉強したことが無くても、楽しく読んで学べるように仕立てております。

高志の国文学館

<https://www.koshibun.jp/>

大石玄・佐藤豊編『18歳からはじめる知的財産法〔第2版〕』（法律文化社、2025）

<https://www.hou-bun.com/cgi-bin/search/detail.cgi?c=ISBN978-4-589-04437-2>

